

多摩都市計画高度利用地区の決定（多摩市決定）

都市計画高度利用地区を次のように決定する。

地区名		面積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の建築面積の最低限度	備考
多摩市関戸四丁目地内	1-1	約 1.3ha	以下 60/10	以下 9/10	以上 20/10	以上 200㎡	壁面線 2m, 2.5m, 3m, 4m
	1-2	約 0.1ha	以下 25/10	以下 5/10	以上 20/10	以上 200㎡	2.5m
計		約 1.4ha					

「位置、区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり。」

注) 歩行者専用通路（階段を含む）は、壁面の位置の制限から除く。

理由：聖蹟桜ヶ丘駅南地区第一種市街地再開発事業の実施に伴い、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、高度利用地区を決定する。